

## 第 1 1 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和元年6月13日(木) 午前10時00分～午前11時19分

2. 場 所 島本町役場地階 第五会議室

3. 議事日程

### 【報告】

①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

②農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

### 【審議】

①「平成30年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)」および「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について

### 【その他】

①農家意向アンケート調査について

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄 会長代理 浅田 泰男 委員 栗辻 喜久雄

委員 井上 謙一 委員 種田 悟 委員 柏原 縁

委員 川村 脩一 委員 木村 修

委員 高山 一郎 委員 中村 清司

委員 西田 尚弘 委員 藤原 弘

(事務局)

局長 名越 誠治 次長 佐藤 成一 課長 馬場田 耕平

担当 大森 隆雄

5. 欠席者 2名

6. 傍聴人 0名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員

高 上 一 郎

署名委員

中村 清司

(様式第2号)

## 会 議 録

令和元年12月18日作成

会 議 の 名 称	第11回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和元年6月13日(木) 午前10時から午前11時19分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場地階 第五会議室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	別紙のとおり		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第11回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の大森でございます。前年度に引き続きまして、農業委員会の担当をさせていただいています。よろしくお願いいたします。</p> <p>座って進行をさせていただきます。</p> <p>今回は、令和元年度に入って初めての農業委員会ということでございますが、事務局職員にこれまでの職員に加えまして、今年度から、堂田という者が職員として加わっておりますので、後ほど御挨拶をしていただきたいと思っております。</p> <p>事務局長の名越と次長の佐藤、課長の馬場田につきましては、前年度に引き続きまして、農業委員会事務局の担当させていただく形となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>堂田のほうから、少し挨拶をさせていただきますので。</p>
事務局	<p>にぎわい創造課の堂田と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、本日の案件に入らせていただきます。</p> <p>報告案件といたしまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてが2件、審議案件、平成30年の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてとなっております。また、その他としてアンケートのことについての連絡事項がございます。</p> <p>それでは開会に当たりまして、大西会長より御挨拶をいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>お忙しい中、お集まり願いましてありがとうございます。</p> <p>事務局も言われていましたけれど、令和になって初めての委員会でございますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>きょうの案件は報告事項、審議事項、その他ということで、農業委員会の本年1年間の目標を決めていくということでございますので、よろしく審議のほど、お願いします。それでは簡単ですけども、御挨拶にかえさせていただきます。</p>

事務局	<p>大西会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6の規定によりまして、大西会長に議長のほう、お願いいたします。大西会長、お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案に入る前に、委員の出席状況について御報告いたします。</p> <p>委員14名中、出席委員12名、欠席委員2名であります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。高山一郎委員、中村清委員をお願いいたします。</p> <p>次に、本日傍聴者はありますか。</p>
事務局	<p>傍聴者はおられません。</p>
議長	<p>傍聴者もないようでございますので、本日の議案に入ります。</p> <p>それでは議案に入ります。報告案件は2件ございます。まず1件目の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告案件、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」御説明をさせていただきます</p> <p>まずは議案書の1ページをごらんください。こちらのほうは、届出のあった土地は桜井五丁目の5筆となっております。地番、地目、面積、権利を取得された方は、ごらんのとおりとなっております。こちらのほうは、所有権を相続されたため、届出が行われたものでございます。届出内容につきましては、登記事項証明書によって、確認をしております。2から3ページは届出書、4ページから8ページにわたりまして、登記事項証明書を添付させていただいております。それに基づきまして、9ページの受理通知書を発行させていただいております。</p> <p>簡単ではございますが、報告案件の第1でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。届出のあった地区は、高山委員の担当地区となっておりますので、高山委員から、ちょっと補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>担当の私ども、農業委員やっているんですけども、現実にはわからないんです。この届出の10ページ、ここは今現在、借地で、田んぼされてい</p>

	<p>るんで、ここはわかってるんですけども、その他についてはちょっと、家の屋敷とか、その辺になるとちょっと番地なんかもわかりませんので。申しわけないですけども。田んぼのほうだけは確認しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>この件は、家族の中でですね。それで息子さんの■■■さんに相続をすると、こういうことですね。はい。そういうことでございます。何かこれについて御意見ございますか。</p> <p>はい。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>これ、地目が畑ですね、ほとんどが。これは現況、屋敷になってるのか何か、今の説明ではうかがえるんですけど、後日、なんかそんな訂正されるんですか。</p>
<p>委員</p>	<p>家のほうの番地は、五丁目■■■■■やからね。ここにも載ってないんですよ。家、屋敷の土地は。</p>
<p>議長</p>	<p>ということはやな。</p> <p>いや、それはもう農業委員やから農地だけですよ。確かな。</p>
<p>委員</p>	<p>そやから、家、屋敷は関係ないね。</p>
<p>委員</p>	<p>そりゃあ関係ない。そやから、桜井の、これを■■■さんから息子さんに相続するという内容やね。</p>
<p>委員</p>	<p>どういう意味かようわからんわな、どう理解したらいい。</p>
<p>委員</p>	<p>この地図がね、載っていたらわかるんだけどね、大体。</p>
<p>委員</p>	<p>一般的に、地区の農家は誰かということ把握するために、地区の農業委員がいてるはるんですけどね。そこでまあその、例えば■■■さんから、この場合、具体的に名前が出てあれなんやけども、息子さんに相続するということについてですね、まあ問題がないか。例えば、そういう人たちが続けられるんか、その点をですね、ぐらい、地区の農業委員として、チェックするところがないかな。そんで農地がどうのこうのって。</p>
<p>委員</p>	<p>今は田んぼも持ってるし、山も持ってる。たけのこもね、たけのこのやぶも、畑になっているのか、その辺ちょっと。</p>

委 員	地籍図で確認されたんですか、事務局、どこにあるんですか。
事務局	まあ、事務局といたしましては、届出及び登記事項証明書等に基づいて手続きをするっていう形になっておりますので、現況・・・。
委 員	ちょっと待って、それでよろしいんですけどね。現場確認もできないような土地がどっか幽霊地みたいになってるんですか。
事務局	すみません。私も過去に出させていただいたときに、この場所を地図上で確認したところ、山林の中の藪だったと思います。恐らく、たけのこをされてるというふうに聞いてましたんで、たけのこの、まあ上が、現況の畑になっておりますけど、そこで栽培されていると。
委 員	やぶはね、3カ所ぐらいあるんです。
委 員	そんでこれ区域はあれ、市街化プロジェクトで。
事務局	調整地域です。
委 員	そこはもう、これしたけど、■■■さんのな、■■■のこっち側に畑あるやんか。あの、■■■。
委 員	家や。今のなくなった家が。
委 員	そう、そう、そう。
委 員	あそこの横がね、よその借地。
委 員	借地か。
委 員	ほんで、前のほうの、家の裏も借地で。そやから、家の部分のところは、畑で、自分とこの。
委 員	多分、お父さんのやぶや。
委 員	やぶやって山か。

委 員	やぶやな。
委 員	ここもやぶやと。
委 員	やぶを、現状あんのやぞ。
委 員	ある、ある。
委 員	3カ所。
委 員	ほんなら、うん。
委 員	本人いたとき・・・・・・・・
議 長	届け出からな、あの、相続の。
委 員	けど、何か地籍図とか位置図とか、図面はいつも見せてもうてたな。
議 長	そこにあんねや言うたら。
議 長	それはあれ、台帳でチェックされてるわね。事務局の方では。  台帳によったらいろいろあるという。
事務局	そうですね、事務局としては、農地台帳のほうで確認させていただいて おりますね。
議 長	これ売買とかね、そういうときやったら隣の群生地とかを、そういうい ろんな農地転用の問題があるから、そういうのが出るとまあ見るけど も。ただ相続で名義が変わるだけってことで、まあ本当に家族で。
委 員	奥さんもね、まだおられるけどね、もう一年以上入院したままやけど。 だから、その辺がね、要は開けとんのんか。
委 員	はい、やぶとして控えます。やぶです。
議 長	まあ畑やね。

議 長	<p>そやから、まあこれは下限面積も関係ないからね、相続の場合は。そのままでも相続できますので。</p> <p>はい、ほか、ございませんか。今後何かあったときね、担当の事務局のほうは、情報を聞いてもろうておいて、農業委員は、農業委員会までに、聞いとくとかいうのを、各地区、こういうケースの場合、全然わからん、知らんっていうことのないようによろしくお願いします。</p>
委 員	<p>田んぼだけはね、まあ。そうですね。最近、山も熱心に行つとんねん、たけのこ。</p>
議 長	<p>うんうん。</p>
議 長	<p>ほかございませんか。</p> <p>それではあの、特にないようでございますので、質疑を終結し、これについては報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは2件目の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告案件2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」御説明のほういたします。</p> <p>議案書の10ページをごらんください。</p> <p>届けがあった土地に関しましては、桜井五丁目の3筆でございます、地番、地目、面積、権利を取得された方はごらんのとおりとなっております。こちらにつきましては、賃借権を相続されたため、届出が行われたものでございます。届出の内容につきましては、農地台帳にて確認しております。11ページが届出書、12ページが農地台帳システムより出力いたしました農地一覧表、13ページはこれにおきまして受理通知書でございます。</p> <p>簡単ではございますが、報告案件の説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきましても、この地区は高山さんが担当ですので、今も考えていますけども、補足説明ありましたらお願いします。</p> <p>ここは田んぼやろ。</p>
委 員	<p>ここは間違いなしで、報告、先ほど出したとおりで、借地を今現在、耕作中です。</p>
議 長	<p>これは借地を■■■さんですか。</p>



委員	そうですね、[REDACTED]君。
議長	やってはるんやね、貸してあるわけやね。 で、先ほどの[REDACTED]さんが相続してきたものを。
委員	ああそうですね。
議長	これはずっと前から。
委員	もう何十年。長いから。彼の生まれる前から。ちゃんとやって。
議長	定着ゆうやつやな。
委員	はい。
議長	それではほかに、この件につきましても。何か御意見、御質問等ございませんか。これも先ほどと同じ、名義の方でございますけども。
委員	議長。
議長	はい、どうぞ。
委員	これも現況、一番最後の。
議長	何ページ。
委員	340番のところ。 畑となっているところがね、これは野菜とか、そういったものだけなんですかね。それともたけのことかはどんなふうに。
委員	ここは田んぼや。
委員	田んぼの中。
委員	田んぼの中。また野菜・・・
委員	ちょっと野菜植えたり。

委 員	そこはやぶじゃないわけですか。
委 員	そうです。
議 長	登記簿は田で、現状は畑やったわけやな
議 長	水田やったんやけどね。
委 員	最近きれいに整備して、畑にしたんやな。
委 員	そやな。
議 長	そういうことやな。
議 長	事務局何か、ありますか。
事務局	事務局からは特にございません。
議 長	はい。
	これは今回の区画整理に関係ないでしょ。
委 員	その畑は関係ない。
議 長	いや、畑じゃ。
委 員	田んぼ。
議 長	関係しとると。
委 員	この区域は、調整地域。
委 員	現在は。
議 長	今調整地域や。
委 員	今言うように、開発の関係では、ひっかかる土地。

<p>議 長</p>	<p>その他ございませんか。 特に発言がないようでございますので、これにつきましても質疑を終結し、報告を受けたものといたします。 それでは続きまして審議案件に入ります。まず1件目、審議案件について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは1件目の審議案件、「平成30年度の目標及びその他達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について御説明をさせていただきます。 まずは概要について、説明をさせていただきます。 点検強化と計画は、農業委員会の行う義務について、透明性の向上や公正さ、公平性の確保を図る観点から、全ての農業委員会で毎年作成することになっております。農業委員会として決定、承認をしていただきますために、審議案件にてお諮りするものでございます。なお、承認後は、島本町の農業委員会として、大阪府のほうに提出のほういたします。 では、資料に沿って、簡単に説明をさせていただきます。 まず14ページをお開きください。 次に行きまして、1番の15ページですね。「農業委員会の状況」、「農業委員会の概要」につきましては、こちらにつきましては、国がしております農林業センサス、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しているものが大部分となっておりますので、詳細の説明は省略のほう、させていただきます。 下に移りまして、「農業委員会の現在の体制」でございます。 農業委員会の欄をごらんください。現在、皆様が新制度に基づきます、農業委員会の委員として活動をしていただいております。任期満了は平成32年7月19日、定員数は14名、実数も同じく14名、失礼いたしました。令和ですね、令和になっておりますので、令和2年の7月19日でございますね。で、うち女性委員が1名、40代以下が1名、中立委員が1名となっております。 なお、農地利用最適化推進委員はいらっしゃいませんので、いずれもゼロとさせていただきます。 次のページ、16ページをお開きください。「担い手への農地の利用集積・集約化」という項目でございます。一番上の表をごらんください。 これまでの集積面積といたしまして、0.36haと記載しております。こちらは、農地利用集積円滑化団体である、高槻市農業協同組合を経由いたしまして、耕作者に貸し出されている農地の合計面積でございます。</p>

その下の表をごらんください。平成30年度、集積目標につきましては、0.46haと設定しておりましたが、集積実績は0.36haでございました。

次に17ページをごらんください。新規参入の促進に関する評価でございます。1経営体の新規参入を目標としておりましたが、ちょっと残念ながら実績なしという結果でございました。

次に18ページをお開きください。こちら遊休農地に関する措置の評価でございます。管内の農地面積48.02haについて、0.02haが遊休農地となっております。一つ下の表をごらんください。平成30年度の目標及び実績でございましたが、遊休農地の面積が、平成30年当初0.02haでありましたので、その全部の解消を目標としておりましたが、残念ながら解消実績はゼロとなっております。また、令和元年度においては、より一層の解消に向けて努めていきたいというふうに考えております。

次に19ページをお開きください。こちらにつきましては、違反転用への適正な対応でございます。

平成30年度実績で0.08haと記載させていただいておりますが、こちらの詳細につきましては、場所は高浜、市街化調整区域内の連続した3筆の農地で、こちらのほうは2筆は30年ほど前、残りの1筆は7年ほど前に駐車場に転用されたと、こちら29年度に判明したものではございますが、これは大変残念ながら、解消にいたってない状況でございます。こちらのほうは、市街化調整区域内の転用でございますので、本来であれば、大阪府知事の許可が必要な案件となっておりますので、対応方法については先ほど慎重に検討を行いまして、粘り強く進めていきたいと考えております。

また、このような状況を踏まえまして令和元年度は農地パトロールなど強化いたしたいと考えておりますので、皆様には例年どおり、また御協力のほう、依頼するかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、20ページをごらんください。平成30年度の農地法第3条に基づく許可事例は1件でございました。

21ページ、次をごらんください。農地所有適格法人からの報告の対応につきましては、管内に農地所有適格法人はございませんので、その旨を記載しております。

その下、4番情報の提供などにつきましては、一番下の部分、「農地台帳の整備」という項目がございますが、こちらは農地転用や、所有権の移転などによりましてですね、農地台帳を更新した筆の合計を、合計面積を書かせていただいております。

22ページをお開きください。地域の農業者からの意見はございません

	<p>でしたので、意見なしとしております。</p> <p>なお、事務の実施状況に公表につきましては、農業委員会会議録の公表と、今、ごらんいただいております活動計画の点検・評価の公表状況につきまして、記載のほう、しております。</p> <p>次に23ページをお開きください。こちらにつきましては、令和元年度ですね、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案でございます。23ページにつきましては、先ほど15ページでごらんいただけました評価と同様、国のですね、国の結果のほうで分析している評価と同様となっております。</p> <p>次に24ページをお開きください。こちらのほう、担い手への農地の利用集積・集約化につきましてでございますが、上から2つ目の表、令和元年度の目標及び活動計画をごらんください。</p> <p>目標といたしましては、現時点の0.36haに新規集積0.1haを加えた0.46haという値を記載しております。</p> <p>その下の項目3番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年と同様、1経営体0.1haの新規参入を目標として記載のほうしております。</p> <p>次に25ページをごらんください。こちらも遊休農地に関する措置といたしまして、現在0.07haございます。遊休農地の解消を目標として記載しております。農地パトロール実施時期につきましては、8月から10月とお伝えしておりますが、具体的な日程につきましては、また後日改めて調整させていただきます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました案件について、委員の皆さんから、御意見、御質問ありましたらどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>農地の面積ですけどね、今のとこね。48haと書いてましたね。その内訳、全部わかるんですか。それ、言いますのはね、23ページを見てもらったら、上の50haに田んぼが27で、畑が21ですね、これで48ですわ。これはわかるんですよね。その一番下。農地台帳面積、21.93、それから畑が23.37、上と数字、違いますわな。これは何で、明細だからわかるんなら。</p>
議 長	
委 員	
議 長	
委 員	

事務局	<p>まずこれにつきまして、御説明させていただきます。耕地面積等関しましては、国が調査を行いましたのを掲載させていただいている形です。で、農地台帳面積というのは、各市町村が管理している機能になります。各市町村に届けられた書類に基づいて、台帳というのは、面積を決定していくんですね。ですから、大変残念なお話になっているんですけども、違反転用があったり、届け出がされていない場合、下がってくる場合もございます。</p>
委員	<p>だからね、面積が上と下で違うのも、おかしいしね、こういったことを各地区ごとにチェックする必要があると思うんですよ。何でこっちはこんだけあるん、だけどこんだけしかないやんとかね。それから地区別。この内のね、田んぼやったら27の内訳でね。市街化区域でどうやこうやと。調整区域でこれやと。そういった明細がわかる台帳、我々はほしいんやけどね。もろたことない、見たことない。それに基づいてチェックすればね、台帳に載ってるんか、載ってないんか、一目でね、わかるので、そういったものがあるんだったら、それちょっと聞きたいです。</p>
事務局	<p>委員、おっしゃったとおりで、そういう台帳をつくれるように、農地パトロールの調査等いろいろな調査を行っているんですけども、他の市町村もですね、やはり関連する農地台帳の面積であるとか、関連地を完全に一致させるまで至ってないところです。ただ、この状況は私たちの事務局といたしましても、適切だとは考えていませんので、これまで以上に種々の調査を行いまして、実際の面積等の適正な形にあわせていきたいと考えております。</p>
議長	<p>これ、どこもみな悩みですわ。  ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。  まあ、例年、よく似た内容でございます。  それでは発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。  それでは審議事項でございますので、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>はい、異議ないものと認めまして、採決いたします。  平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>はい、ありがとうございます。全員挙手されましたので、本案件は承認</p>

事務局

することといたします。

それでは次の案件について、事務局から説明願います。

次にですけれども、その他というところで、農家意向アンケート調査について御説明させていただきます。

27ページから28ページは、アンケート調査（案）ということで載せさせていただいております。やはり農地利用の最適化のためには、やはりアンケートをしてですね、農業者様の意向を把握するってことが大事だというふうに考えておまして、市内の大阪府や国のほうからですね、その辺に関しましては強く指導を受けている状況でございます。

その実施に当たりまして、アンケートの調査方法でございますが、こういった戸別訪問を取り入れるように大阪府のほうから、より一層の指導を受けている状況でございます。それを受けましてですね、島本町の農業委員会におきましても、農業委員各位にですね、戸別訪問をしていただきたいと考えております。

やり方につきましては、調査の円滑化と個人情報の観点からですね、まず事務局より、32ページから33ページにございますように、各農家に向けて、調査の趣旨や時期などを明記した、リーフレットのほうを配付したいと考えております。農業委員さんが訪問するんだということを、こちらで周知いただきたいと思っております。

次にですね、その後、地区ごとに担当農家を振り分けた名簿を皆様のほうにお渡しいたしますので、それをもとに戸別訪問をしていただきたいと考えております。その際、アンケートについて、御説明させていただき、事務局より配付する返信用封筒に入れて、役場のほうに御送付していただくよう、お願いしていただきたいと考えております。

次に結果のほう、事務局において送られたアンケートのチェックをするとともに、御送付いただけない方をピックアップしていきたいと考えております。もしそれでアンケートのほうですね、回答いただけてない方がいらっしゃいましたら、再度、農業委員の皆様には戸別訪問をしていただくというふうに考えております。だから前もってやはり、戸別訪問が難しい、まあ体調を崩されたりとか、ちょっと戸別訪問難しい場合もあるかもしれませんので、その場合にもまた事務局まで御相談いただければと考えております。

なお、実施時期につきましては、まだ未定なんですけれども、農地パトロールと同時というのを目途に考えている状況でございます。

またちょっと簡単なマニュアルなどもつくりましてですね、できる限り、農業委員様のですね、円滑にアンケート調査をしていただくことができるようにですね、うちのほうもちょっとそういったことを考えておりま

委員	<p>す。以上が事務局が考えておりますアンケート調査の流れでございます。</p> <p>アンケートの内容、一応。</p>
事務局	<p>アンケートの内容につきましては、27ページから28ページ、こちらのほうで御指導させていただこうというふうに考えております。</p>
議長	<p>はい、事務局から説明がありました案件について、委員の皆さんのほうから御質問がありましたらお願いします。まあとりあえず、今、いろいろと、農家の皆さんの意向をですね、アンケートをとって実施しようということでございまして、委員さんが足をのばしていただいております。で、アンケートしたものについては、まあ事務局のほうへ書いた内容を本人が郵送してもらうというわけですね。あと事務局のほうで、各地区とか、いろんな項目によって整理をしていくという流れでやっていきたいということでございます。内容については27ページ、28ページの、こういった内容をアンケートするということです。まあ見ていただいて、特に問題あれば言っていたらいいと思いますよ。</p> <p>はい、何か御質問ありませんか。</p> <p>はい、ワダさん。</p>
委員	<p>このアンケートする目的をね、もう少しなんか具体的に、相手方にこう知らさなあかんなちやうか思うんやけどな。ただアンケートをしますので、農業委員が回ってきます、言うただけでは、もう一つ理解できない。それと、島本町独自でないですね、これは。だから、どこそこのどういう行政のどこから、こういう依頼があつて、こういうアンケートをとるんだと、いうことも。</p>
委員	<p>いやね、それね、ええとか悪いとかちやうねんで。書く必要があるんじゃないかと思うんですよね。</p>
議長	<p>はい、その辺、ちょっと事務局のほう、説明していただけますか。</p> <p>戸別訪問、その目的等々っていう。</p>
事務局	<p>はい、委員の御指摘のとおりですね、やはりこの点、しっかりとリーフレット等で、こちらのほうからですね、事前にお伝えしたものをお配りしようと考えています。恐らくここのリーフレットだけやと、意図がまだこういう形でみえないところもございまして、それは他の市町村様と、もつとですね、調査、研究いたしましてですね、もつとわかりやすい形でリ</p>



	<p>ーフレットのほうは作成させていただきたいと考えております。</p>
議 長	<p>だからまあ私が思うのには、こういうアンケートにするということについてね、やはり農業委員さんが、今のこの農業というような情勢をまず把握していただくと。特にこういう都市農業ということについてね。それからこの内容をよく理解して、それからお願いに行かんことには、今のまま行ったんでは、逆に質問きたらわからんということになってしまうんでね。だから一遍、次の何かの機会のそういうことをやっぱり考えていかんとと、私今ちょっと思ったんやけどね。</p> <p>事務局のほう、どうですか。</p>
委 員	<p>今のアンケート、これ質問の内容がこれ、大阪府のほうから言われてるわけ。農業委員会の。事務局。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>大阪府の。アンケートの。</p>
議 長	<p>中身。</p>
事務局	<p>中身のほうにつきましては、ほかの市町村も、大阪府ではないんですけど、ほかの市町村様のもを参考にさせていただいたものなんですけれども。内容につきましては、農地の最適化に関するアンケートということで、一般的な内容だというふうに考えております。</p>
委 員	<p>いや、それはええねんけどさ、それは島本町として考えたらいいんですか、それとも向こうのほうからの・・・・・・・・</p>
委 員	<p>農業委員会の名前を使う以上は、統一したもんで、アンケートやらんと意味ないじゃないの。</p>
事務局	<p>これちょっと、おつけさせていただいてるのがですね、これは、この29ページの資料なんですけども、これは大阪農業会議の資料をつけさせていただいておりまして、今回そもそもアンケートをさせていただくというのは、島本町の農業委員会独自でですね、今回アンケートっていう形をさせていただきたいなというふうに思っておるところです。というのはですね、以前もちょっと御説明させていただいたと思うんですけども、西側の開発等々でですね、農地、島本町を取り巻く農地の関心事が非常にま</p>

	<p>あ、高まってるところでございまして、かつ30年度中にですね、新規就農者の方が、島本町で新規就農をしたいというような申し出があった際にですね、なかなか思うような形です、島本町の農地には、こういうところがあるよというのがですね、提供できなかったというような事例がございました。ですので、そういったことを受けまして、農業委員会としてですね、島本町の今、農家の現状ですね。高齢で、後継者に困っているであるとかですね、そういった実際の島本町の農業の状況をですね、農業委員会としても集約をする必要があるんじゃないかというような思いから、事務局として、農家のアンケート調査をしたいというようなことを、今回御提案をさせていただいている次第です。29ページにあります農業会議の、この資料なんですけれども、国や大阪府などでもですね、農業委員会が中心となって、各担当の地域の農家と関わっていきまして、顔の見える関係をもっとつくっていきましょと、その中で、ゆくゆくはですね、地域の座談会みたいなものをしてですね、地域の農業の現状みたいなものを皆さんで話し合うっていうようなことが目標となっていますというようなことがですね、国とか大阪府の意向としても、示されているというようなことがございます。前回、これアンケートをお示しさせていただいたときにですね、実行組合さんが主体となってやったらどうですかっていうような御意見をいただいたところなんですけれども、国も大阪府もですね、農業委員さんとして、意向把握をしていくっていう、大きな方向性が示されているので、今回これ、資料としておつけさせていただいて、実行組合ではなく、島本町としては、農業委員さんが地区の戸別訪問をしていくと同時に、こういった、意向調査のアンケートをしていければ、いいということで、事務局としては、こういうふうな提案をさせていただいた次第でございます。ですので、これ大阪府から言われてっというより、国から言われてっというよりかはですね、島本町の課題を農業委員会として把握する必要があるというふうな思いからですね、事務局としては今回、アンケート調査を提案させていただいたという次第でございます。以上です。</p>
委員	<p>それやったらね、これ内容見とったら、今の島本町のね、島本駅の西側をどうこうするっていう話に関連して聞かへんかったら、これもっと質問の内容を検討せなあかんよ。</p>
事務局	<p>西側の開発に絡んでという、今ちよつと。</p>
委員	<p>いやいや、だからおっきなやつあったやん、開発が。なんか市街化区域とか、調整区域とか そういうものに関連して、これあるんだろうか。質問の内容に一言ないのんか。</p>

事務局	<p>すみません。ちょっと、僕の説明がちょっと不十分だったかと思うんですけど、西側に関連してこのアンケートをとるというようなことではなくて、今、西側の開発によって、農地を残してほしいというような、住民の方の御意見が非常に多くなってきているということで、農業を取り巻く島本町内の住民の方の意識が非常に高まっているということがあるので、この農業委員会としても各地域のですね、農地の現状把握といったようなことに、努めていく必要があるのではないかという、僕の説明の仕方だと、舌足らずであったかと思うんですけど。これが直接、西側の開発に絡むとか、そういうことではなくて。</p>
委員	<p>やっぱり違うけどね、もう開発山ほどしてる土地やからさ。関連は高いわな。だから、そういった意味から、これをやるんやったら、質問の内容が、これでええんかどうかが一番問題なんだから。だから今、桜井地区のところ、市街化調整区域になつとるけれども、来年から市街化区域にするんか、するんか、しないとかいうのが、一番大きなポイントになってるやん。だからそういった意味からさ、農業者として、どういうふうに考えているかというような質問で、やらんならあかん。</p>
委員	<p>ただ、今、この一つの事例だけであってね、アンケートの中身、こうしようや、ああしようややるのは今からで。</p>
委員	<p>いやいや、やからね。関心事はな。そこにあるもう。 開発したほうがええのか悪いのかと、農業者はどのように考えてますかというのが一番ポイントになってくるわけやし。</p>
委員	<p>それはちょっと。</p>
議長	<p>まあ今でも言ったように情勢のね、農業会議のいろいろと、先ほど事務局の言ったように、いろいろ農業者がね、座談会すると、各地区で、そういうこと非常に言われてるんです。いろいろ非常にまあ、我々の都市近郊農家の場合はね、農業減ってくるし、担い手がないと。これ、島本町のほうも集積をやっていかないといけない。これはもう、だんだんだんだん規模が小さくなってくるわけやね。これをどうして、その場で農業を続けていくかということです。だからまあいろいろと農業者が悩むを持っているだろうと、だからまあいろいろと座談会開いてね、やろうやないかという動きがあります。そのまあ、一つの方法としてね、座談会を直接もって、僕は前ね、そういうのちょっと、あのなんか、僕が一遍、まあ実行組合で</p>

	<p>ですね、農業委員会を兼ねてはる人もいてはるけどね、まあ実行組合の組合長会か何かを一緒にね、まあ一遍、座談会でも各地区地区でやれっていったってなかなか人も集まらんだろうし、全体でやるんではあんまりだから、一遍その代表者でね、まあ僕が個人的にね、まだ誰にも言ってなかったんですけども、そういう場をね、設けて、座談会的なことをね、ひとつ島本町で私はやってはどうかなというようなことをちょっと思っとるんですよ。そのときに、農業会議のほうからって今の、全体的な大阪の農業の情勢を、紹介してもらって、あと座談会に入ると。そんなことどうかなと思ってるんですけど。まあその中の一つとしても、そのアンケートという方法で、各個人個人が本当に農地を持ってはる人が、担い手がどうなんだと。これが一つの案としてありますのでね、そんなことを一応記しておくということも大切なことではないかなと思っております。で、今、先ほど言いました、何ちゅうんですか、島本駅、西側の関係と、これ全く関係ないことであってね。たまたまこの時期に、こういうことを、全体的な動きの中で、こういうの出てきてます。だから大阪府農業会議の中でも、このしょっちゅう言われてますんで。まあちょっとタイミングとしてはいいことかなと。これが私の考えなんですけど、まあそんな状態ですわ。だから島本駅の関係とは全然関係はないという御説明があった。それやったら、桜井地区だけでええってなる。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	もうええけどね。
議長	思うけどな。
議長	ただ、農業と自分の土地を守ろうという人はね、それはそういう考え方で。これ、農業者に出すアンケートやろ、これ。農関係、農地の・・・
委員	個人情報やから。
委員	だから、この情報公開しない言うねんやったらそれでええけどね。
議長	まあその、個人情報にはならないような、まあそれはどうしたらええかね。情報としてはね。情報としてはね。個人の情報に。
委員	個人情報に
議長	いや、ここに書いてることは、発表するときに。個人情報にならん程度

	に。
委員	だから、どの程度を発表するんやと、その辺まで決めてからでないと、これはアンケートでけへんのちゃうか。
議長	そうですよ。事務局どうですか。
事務局	すみません。情報公開の制度は、個人のその個々の意向が、外に出たときに、支障がある情報というふうに判断されれば、それは非公開になりますので、恐らく、この個別のアンケート調査が、例えばAさんのこういうところがこうですよというのが第三者に渡るってのはないです。ただ、この情報が集約されて、例えば、表とかグラフとかになって、そういった全体の情報としては提供する可能性はありますけれども、個人の意向が流れていくってことは考えられません。先ほどの西側の流れで、この内容にのせるべきじゃないかっていうふうにありましたけれども、あくまでも、各個人は今後の農地をどうしていくかっていう意向調査でございますので、例えば、町全体として、開発すべきだとか、保全すべきだとかいう、そういった個別のアンケートについては、また、今も西側のほうでは、既にもう開発する意向を皆さんは準備組合を結成されて進めておられますけれども、それとは別に、今後のまちづくりをどうしていくかという都市計画上のアンケートについては、また改めて、都市計画課のほうでさせていただくことになるかなというふうに考えております。以上です。
議長	よろしいですか。何かあったら・・・
委員	けども、このアンケートを見たらね、そんなに大したアンケート、中身についてね、公開されてもこんな大したことじゃないんちゃうん。
委員	いやいや、情報公開・・・
議長	そやけど、アンケートの中身がね、まあもし、こういうの入れたらどうですっていうのがあればね、これは追加したらええし、これは無駄やでとなったら削除したらええし。これは後日の課題としてね、もう一遍よくチェックしないと。
委員	大したアンケートではないということ。
事務局	また、御意見ありましたら、会議終わってからも結構ですんで、よろ

	しくお願いします。済みません。
議長	そやからまず、こういうことをね、やるかやらないかだけは決めておきたい。あと中身とか、そういった座談会の問題とかいうのは、一遍ちょっと事務局のほうでね、一遍相談して、次の会議したときに御提案してもらおうということではいかがなものかなと思いますので。
委員	それで結構ですわ。
議長	はい。
委員	それともう1つね、この実施時期を10月ごろは可能なの。
事務局	実施時期につきましては、まだ全然検討段階なんで、ずらすことは可能です。
委員	可能。
事務局	可能です。ただ、令和元年度ぐらいには行いたいというふうには考えてます。だから時期についてはずらすことは。今先ほど。
委員	いや、いや、いや、そんなひと月やふた月延ばすの嫌なんですわ。2年、3年先もあるんですけど。
事務局	ちょっと今の状況からは、2年、3年というのはちょっと難しいですね。
事務局	せいぜい年度末ぐらいまで。
議長	いや、中にはね、やっぱり農業、農地所有者でね、もう私も年やし、ほんで、息子がね、やってくれない。農家継いでくれる人がいなくて悩んでいるかもしれない。そういうふうなときに、こういう情報知っとったら、もし買い手あったりね、よそからあった場合にね、紹介できたりとか、そういうことできるでしょう。そういうのも農業委員の仕事やからね。そやから、一つはいいこともあると思います。誤解したら変なほう行っちゃうけどね。 だから、一応これやるということではね、まあ一遍中身は検討すること。一つは僕、先ほど言ったみたいに、一遍、農業委員とね、まず農業者の代

	<p>表の実行組合長、副組合長ぐらいのね、一遍何かそういう座談会的なこととして、こういうことも含めてね、今の島本町の農業者の考えてること、地区地区によって、大分違うでしょう。調整区域に持ってはるとこ。それから市街化区域の場合、生産緑地できたしね。そういう部分含めてね、そういうのをやってもいいかなと僕は思ってるんですけどね。まあ、そういうのも含めて、何か意見があったら。事務局はどうですか。ここまでで。</p>
事務局	<p>そうですね、やはり、このアンケートの一つの大きな目的としてやっぱり農地を売却したり、貸したりとか、農地令を見直したいという方々を、やはり、こう、何て言うんですかね、と、島本町の農地をこう結びつける、そういった目的っていうのもありますので、その辺もうちょっと踏まえて、踏まえるというか大事だなというふうに考えております。</p>
委員	<p>そらええけど・・・</p>
事務局	<p>すみません。今回のアンケートについては、数少ない農地をできるだけ保全していくっていう趣旨でやっておりますので、そういった農地を保全してほしいというお考えをお持ちの方にとってはですね、このアンケートについては、一定、御賛同いただけるかなと思っております。</p> <p>できるだけ今年度中にさせていただきたい理由がもう一つありまして、今ファミリー農園の、制度の見直しを今年度させていただくことになっておりまして、そのファミリー農園の意向についての項目っていうのも、この中で設けさせていただいておりますので、その内容を踏まえて、一遍その制度の見直しでありますとかですね、皆様の御意向っていうのも、加えながら、今後のファミリー農園制度設計も同時に考えさせてもらえたらなと思っておりますので、具体的にその何月にするっていうのはこれから調整をさせていただきますけれども、基本的にはできるだけ早期にさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。</p>
議長	<p>その上に立って何か御質問ございませんか。</p> <p>それではですね、大体いろんな意見が出てきたんですけども、一応、内容等々で、細かい詳細についてはですね、さらに委員さんに意見を聞くということにしまして、あるいは内容によっては、委員さんの中から何人か選んでいただいて、このね、アンケートの内容について再度検討してもらうということについてもいいと思いますけれども。まあその辺は、後日にして、とりあえず、こういうアンケートをとって、農家の皆さんの考えてることについてですね、アンケートをとることについてはですね、決めておきたいと思っておりますので、それについて、採決取ってよろしいか。</p>

	<p>そうしたら、アンケートという手法を、進めていくということで賛成の方、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。では全員賛成ということでございますので、この件については、アンケートについては、時期、内容、あるいは座談会等を含めまして、あと、事務局のほうで、検討してもらおうということで、まあ次か、次の農業委員会の内容については、詳細に説明してもらおうというふうにしたいと思います。</p> <p>はい、以上で本日の議案は終わりというふうになりますけども、委員の皆さんからは、ほか、何かないでしょうか。事務局からあったら、連絡願います。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ありませんか、はい。特にほかはないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。</p> <p>きょうは、どうも御協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは以上をもちまして、第11回島本町農業委員会を閉会といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>